

リフィル処方箋について説明します。

「リフィル処方箋」とは令和4年4月より導入された医師によって定められた回数(最大3回まで)と期限内で繰り返し使うことのできる処方箋のことです。メリットとして医療機関への通院回数が減ることにより、負担軽減につながるなどがあげられます。

症状が安定しているかたなど、医師が可能と判断した場合のみ対象となりますので、詳しくは医療機関へお問い合わせください。

問い合わせ先

高知市 保険医療課 給付担当 電話番号088-823-9359